

## 少年事件の適正な処理について

(昭和46年5月12日島防第332号ほか県警察本部長例規通達)

少年警察の適正な運営については、少年警察活動規則施行細則（平成19年島根県警察訓令第37号）に基づき鋭意努力されているところであるが、時代の進展による社会情勢の変化に伴い少年事件の処理も少年非行の傾向を見きわめ、時代にマッチした運営を図らなければならない。

少年事件の処理は、少年の非行防止とその健全育成という少年警察の根本精神にそった適正な処理がなされなければならないところであるが、本県においては少年警察の弱小な陣容の影響もあって、捜査（刑事）係による事件処理中心の傾向がうかがわれる現状にかんがみ、次のとおり少年事件処理の適正化を推進することとしたので効果的な運用に努められたい。

### 記

#### 1 少年事件処理基準の設定

少年事件の処理は、少年の特性について十分理解をもち、かつ具体的な技術的訓練を身につけている少年係をして行わしめることが少年警察の目的からして重要なことであり、少年警察活動規則施行細則第18条においても一部の例外を除き、犯罪少年事件の捜査並びに触法調査及びぐ犯調査は少年警察部門に属する警察官に担当させるという原則が規定されているところである。一部の警察署においては、この原則にのっとり「少年事件処理基準」を設け少年事件処理の迅速効率化を図っているところであるが、本県においては少年係の陣容が弱小な警察署が多く一律にこの原則どおり運用することは困難であるので、今回各警察署の規模陣容等を勘案して、別添のとおり「少年事件処理基準」を設けたので、少年事件処理の明確化と合理化、円滑化を図ること。

#### 2 少年事件処理担当者の指定

捜査（刑事）係において処理する少年事件処理の適正な運用を図るため、各警察署の実情に応じ捜査（刑事）係員の中から1名ないし3名を少年事件処理担当者に指定すること。

なお、指定にあたっては捜査員の能力、性格、年齢、少年事件取扱経験等を勘案して適任者を指定すること。

## 別添

### 少年事件処理基準

#### 1 生活安全課長制警察署

##### (1) 生活安全課で処理する事件

- ア 犯罪少年事件
- イ 触法少年事件及びぐ犯少年事件

##### (2) 刑事課で処理する事件

- ア 成人の被疑者と関連する犯罪少年事件

##### イ 上記(1)にかかわらず

凶悪事件

暴力団（準）構成員による事件

捜査上複雑かつ重要な事件で、刑事課において捜査させることが適当と認められる事件

##### (3) 交通課で処理する事件

交通課主管の少年事件

##### (4) 警備課で処理する事件

警備課主管の少年事件

#### 2 生活安全係長制警察署

##### (1) 生活安全係で処理する事件

- ア 16歳未満の犯罪少年事件
- イ 触法少年事件及びぐ犯少年事件
- ウ 16歳以上の比較的単純で軽微な犯罪少年事件

##### (2) 他の係で処理する事件

- ア 成人の被疑者と関連する犯罪少年事件

イ 上記(1)のウに規定する犯罪少年事件以外の犯罪少年事件

##### ウ 上記(1)にかかわらず

凶悪事件

暴力団（準）構成員による事件

捜査上複雑かつ重要な事件であって、他の係に捜査させることが適当と認められる事件

エ 交通係主管の少年事件

オ 警備係主管の少年事件

#### 3 生活安全刑事係長制警察署

##### (1) 生活安全刑事係で処理する事件

- ア 犯罪少年事件
- イ 触法少年事件及びぐ犯少年事件

##### (2) 他の係で処理する事件

ア 交通係主管の少年事件

イ 警備係主管の少年事件